

岐阜県公報

第 二 百 二 十 六 号
令 和 三 年 八 月 十 七 日
(火曜日)

目 次

告 示

土壌汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定	(環境管理課) 四五 <small>ベ</small> 五
土壌汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定の解除	(同) 四五
土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定	(同) 四五 <small>ハ</small> 六

告 示

岐阜県告示第三百五十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を次のとおり指定する。

令和三年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 要措置区域

大垣市河間町二丁目五番並びに三丁目二六番一、二九番、三〇番及び二〇〇番一の各一部

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十二条の土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 土壌汚染対策法第七条第一項第一号に規定する指示措置

地下水の水質の測定

岐阜県告示第三百五十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)の指定を次のとおり解除する。

令和三年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する要措置区域

令和三年岐阜県告示第百八十六号により指定した区域（揖斐郡池田町宮地字上粕子

一 一番の一部）の全部

二 指定に係る特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

三 当該要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

岐阜県告示第百五十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和三年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 形質変更時要届出区域

大垣市河間町三丁目二九番及び二〇〇番一の各一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第四十七条の土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

令和三年八月十七日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社